

件 名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主 管 課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号） 等
【改正の概要】 1 公益法人等に係る県民税の課税の特例関連 ○ <u>公益法人等が贈与等に係る財産を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合、当該公益法人等の届出により国税庁長官が当該財産に係る非課税承認を取り消すことができる措置が新設（国税）</u> ○ <u>公益信託の受託者に対し、当該非課税承認の取消しにより生じた所得に個人住民税を課税する場合、当該受託者の固有財産に係る所得とは区別して課税</u> 2 その他所要の規定整備（引用法令の条項ずれへの対応） （1）東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例関連 （個人県民税） （ 帰還・移住等環境整備推進法人が行う公共施設の整備又は土地の集約化のため、同法人に土地等を譲渡した場合における国税の特例措置の廃止により、引用法令（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律〔震災特例法〕）の条項ずれが生ずることに伴う規定整備 （2）中小法人に対する法人県民税（法人税割）の不均一課税関連 （ グローバル・ミニマム課税の導入（令和 8 年度～）により、引用法令（法人税法）の条項ずれが生ずることに伴う規定整備 （3）狩猟税の税率の特例関連 （ 危険鳥獣の管理に関する事項の新設により、引用法令（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律〔鳥獣保護法〕）の条項ずれが生ずることに伴う規定整備	
施 行 日	公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の翌年 1 月 1 日。ただし、次の項目は以下のとおり。 （1）東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例関連（上記 2（1）） 令和 8 年 1 月 1 日 （2）中小法人に対する法人県民税（法人税割）の不均一課税関係（上記 2（2）） 令和 8 年 4 月 1 日 （3）狩猟税の税率の特例関連（上記 2（3）） 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 28 号）の施行の日